

# 総務委員会議案説明資料

令和元年12月4日

| 件名                                    | 頁 |
|---------------------------------------|---|
| 1 第133号議案 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・ | 2 |

(総務部)

# 第 1 3 3 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 4 日

|       |  |
|-------|--|
| 件 名   | <b>足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b>  |
| 所管部課名 | 総務部 人事課  |
| 内 容   | <p>令和元年特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の給与改定実施に伴う条例の改正を行う。</p> <p>本年は、職員給与が民間給与を上回っており、公民較差(△0.58%、△2,235円)を解消するため、月例給与の引下げ改定を行う。</p> <p>&lt;令和元年特別区人事委員会勧告内容に沿った給与改定&gt;</p> <p><b>1 給料表(第5条関係)の改定</b></p> <p>(1) 全ての級及び号給について、給料月額を引下げ(医(一)、初任給は据置き)</p> <p>(2) 上位職への昇任を促す観点から、全ての級において、一部号給の引下げを弱める。</p> <p><b>2 期末手当・勤勉手当(第29条・第30条)</b></p> <p>(1) 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引上げ(現行4.5月→4.65月)</p> <p>(2) 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り</p> <p><b>3 退職手当(足立区職員の退職手当に関する条例当初制定付則)</b></p> <p>令和2年1月1日から同年3月31日の間における定年退職者等に係る退職手当は、給与改定が行われる前の旧給料表を適用する経過措置を設ける。</p> <p><b>4 施行年月日</b></p> <p>1、3については、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>2については、令和元年12月1日に遡及して適用する。</p> <p><b>5 新旧対照表</b></p> <p>別紙のとおり</p> |
| 今後の方針 | 足立区職員勤勉手当支給規則の一部改正を行う。   |

| 改正前  | 第1条による改正案（公布の日（給料表は令和2年1月1日）施行）  |
|--|--|
| <p>（勤勉手当）<br/>                     第30条 （省略）<br/>                     2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u>（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6 （省略）</p> <p>別表第1 <u>（省略）</u><br/>                     別表第2 <u>（省略）</u></p> | <p>（勤勉手当）<br/>                     第30条 （省略）<br/>                     2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の110</u>（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～6 （省略）</p> <p>別表第1 <u>（省略）</u><br/>                     別表第2 <u>（省略）</u></p> |

第1条による改正後

(勤勉手当)

第30条 (省略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の110（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の110」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の65」とする。

4～6 (省略)

第2条による改正案（令和2年4月1日施行）

(勤勉手当)

第30条 (省略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の102.5（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の122.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (省略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第30条第2項及び第3項の改正規定並びに次項及び付則第6項の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和2年4月1日

2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の足立区職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、任命権者は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことがで

きる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の足立区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の足立区職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)

5 施行日以後の足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年足立区条例第24号）付則第5項の規定は、同項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額」とあるのは「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年足立区条例第 号）の施行の日の前日においてその者が受けていた足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年足立区条例第24号）付則第5項の規定による給料の月額から当該額に100分の0.61を乗じて得た額を減じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。）」と読み替えて適用する。

(委任)

6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

| 改正前 | 改正後  |
|-----|--|
|     | <p data-bbox="1211 301 1518 335">付 則（当初制定付則）</p> <p data-bbox="1135 371 2105 442">（令和2年1月1日から同年3月31日までの間に退職する者の退職手当の基本額に係る経過措置）</p> <p data-bbox="1135 448 2105 785">19 令和2年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）に退職し、第7条第1項及び第8条第1項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年足立区条例第 号。以下「一部改正給与条例」という。）及び足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年足立区条例第 号。以下「一部改正幼稚園教育職員給与条例」という。）による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額とする。</p> <p data-bbox="1135 831 2105 1051">20 特定期間に退職し、第9条の3第1項の規定の適用を受ける者（同項各号の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職日給料月額及び特定減額前給料月額については、一部改正給与条例及び一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額及び特定減額前給料月額とする。</p> <p data-bbox="1135 1098 2105 1318">21 特定期間に退職し、第12条の2第2項の規定の適用を受ける者（同項の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職時に受けていた教職調整額の額については、一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職時に受けていた教職調整額の額とする。</p> <p data-bbox="1167 1369 1659 1441">付 則（この一部改正条例のもの）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> |